

長岡市建設工事検査規程

(目的)

第1条 この規程は、本市が発注した工事（以下「工事」という。）の適正かつ効率的な施行を確保するため、長岡市建設工事請負基準約款（以下「請負基準約款」という。）第32条、第38条第3項、第47条第1項第2項及び第48条第1項第2項に規定する検査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 検査員は、工事検査監及び契約検査課工事検査担当職員並びに工事主管課長又は工事主管課長が指定した職員とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査（請負基準約款第32条）
工事の全部が完成したときに行うもの
- (2) 出来形検査（請負基準約款第38条第3項）
工事受注者から請負代金の部分払の請求があったときに行うもの
- (3) 臨時検査（請負基準約款第48条第1項第2項）
工事の施工過程において随時、検査員が必要と認めたときに行うもの
- (4) 一部完成検査（請負基準約款第32条第2項準用）
工事の一部が完成し、かつ、当該部分が可分のもので引渡しを受けるときに行うもの
- (5) その他の検査（第47条第1項第2項）
工事を中止し、若しくは打ち切ったとき、災害が発生し工事中の箇所に影響を与えたとき、又は契約を解除したときに既成部分について行うもの

(検査の区分)

第4条 検査の区分は、次のとおりとする。

- (1) 当初請負金額が200万円を超える工事（災害応急復旧工事を除く。）の検査は、工事検査監が指定した職員が行う。
- (2) 当初請負金額が200万円以下の工事及び災害応急復旧工事の検査は、工事主管課長又は工事主管課長が指定した職員が行う。

(検査員の任務)

第5条 工事の検査は、工事目的物の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、その適否を判断するものとする。

(兼務の禁止)

第6条 検査員は、次に掲げる工事を除き、当該工事の監督員を兼ねることができない。

- (1) 維持修繕に関する工事で、当該工事の施工後直ちに検査を行わなければ履行の確認が困難なもの
- (2) 検査を行うに当たり、特殊技能を要するため、監督員以外の職員が検査を行うことが著しく困難な工事

(検査手続)

第7条 工事主管課長は、工事検査監に完成検査を依頼しようとする場合にあっては検査を行う日の属する前月25日までに、完成検査以外の検査を依頼しよ

うとする場合にあっては検査を行う日の5日前までに、それぞれ検査依頼書を工事検査監に提出しなければならない。ただし、災害の発生その他の理由により緊急に検査を要する場合は、この限りでない。

(検査員の通知)

第8条 工事検査監は、前条の規定により工事主管課長から工事検査依頼があったときは、速やかに当該工事の検査を行う検査員を指定し、工事主管課長に通知するものとする。

(検査の準備)

第9条 検査に際し、監督員は、次に掲げるものを準備しておかなければならない。

- (1) 契約書、設計図書、施工管理記録その他契約履行の記録等検査に必要な書類
- (2) 工事現場に必要な測点、基準点その他必要な事項の表示
- (3) 検査に必要な用具及び人員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、検査員があらかじめ指示した事項

(検査の立会い)

第10条 検査は、次の各号に該当する者の立会いの上、行うものとする。

- (1) 受注者、主任技術者又は現場代理人等
- (2) 工事主管課の職員及び監督員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、その他検査員が特に必要と認めた者

(検査の実施)

第11条 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を検査の対象として契約図書その他の関係図書と対比し、次に掲げる内容について、長岡市請負工事成績評価等実施要領第3条の規定に基づき、検査を実施する。

- (1) 施工体制については、施工計画書、施工体制台帳、施工体系図等に基づいて検査を行う。
- (2) 施工状況（施工管理、工程管理、安全対策、対外関係等）については、提出された関係書類、記録及び写真等に基づいて検査を行う。
- (3) 出来形及び品質については、設計図書に示された工事目的物の形状、寸法、精度、数量、品質等が施工管理基準に示された規格値を満足しているか否かの検査を行う。

(破壊検査)

第12条 検査員は、水中又は地下埋設その他外部から明視できない部分を検査する場合において、必要と認めるときは、その部分を破壊して検査することができる。

(検査の代行)

第13条 工事検査監又は工事主管課長は、検査を行うに当たり、特に専門的な知識又は技能を必要とする場合は、専門的な知識又は技能を有する職員の所属する課長の同意を得て、当該職員に検査を行わせることができる。

(検査の委託)

第14条 工事検査監又は工事主管課長は、検査の実施に当たり、特に専門的な知識又は技能を必要とする場合は、市長の承認を得て市の職員以外の者（以下「委託検査員」という。）に検査を委託することができる。

2 工事検査監又は工事主管課長は、前項の規定により委託検査員に検査を行わ

せるときは、必要に応じて、市の検査員を立ち合わせることができる。

- 3 工事検査監又は工事主管課長は、第1項の規定により委託検査員に検査を行わせたときは、その結果について、調書その他検査内容を明確にした書類を提出させるものとする。

(検査の中止)

第15条 検査員は、検査に際し、次の各号のいずれかに当たる行為等が認められた場合は、検査を中止することができる。

- (1) 受注者又はその代理人若しくは使用人等が検査の執行を妨げ、当該検査ができなくなったとき。
(2) 天災その他の不可抗力により、当該検査ができなくなったとき。

(工事成績評定)

第16条 監督員は、工事完成確認後、検査員は工事完成検査終了後、それぞれ速やかに別に定める長岡市請負工事成績評価等実施要領に基づき、厳正かつ公平に当該工事の成績を評価し、工事成績評定書を作成するものとする。

(合格措置)

第17条 検査員は、当該工事が検査に合格したときは、検査調書及び検査合格通知書を作成し、受注者に通知しなければならない。

(不合格措置)

第18条 検査の結果、当該工事の全部又は一部が契約条項、仕様書等に適合しない場合は、検査員は、受注者に対して期日を指定し、その補修、改造その他必要な措置を命ずるとともに、手直し指示書を受注者に送付するものとする。

- 2 受注者は、前項の手直し事項が完了したときは、再検査を受けなければならない。

- 3 軽微な手直し又は口頭で指示した手直しについては、手直し事項が完了したときは、監督員の報告をもって再検査を省略することができる。

(工事検査台帳)

第19条 工事検査監又は工事主管課長は、工事台帳を備え、所要の事項を記録整理しておかなければならない。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。